

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

富田林市長

市町村名 (市町村コード)	富田林市 (27214)
地域名 (地域内農業集落名)	喜志地区 (大深・木戸山・川面・桜井・宮・平・喜志新家・中野)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月2日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

【現状】 当地区は約 55.38 haの農地面積を有し、主な作物としては水稻の生産が行われており、露地野菜の生産も行われている。 70歳以上の従事者が57%を占めており、地域全体で高齢化が進んでいる中、後継者の確保についても就農予定の後継者を有する従事者は16%に止まり、次世代の担い手の確保が難航している。 転用見込みのある0.10ha、転用済農地を錯誤で地域計画の対象としていた0.01haを地域計画から除外する。 【課題】 ・次世代の担い手確保 ・農地の集積・集約、連担化の推進
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

可能な限り現在的水稻栽培を中心とした営農形態を維持する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	55.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	55.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を通して土地の貸し借りをを行い集約化する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸し借りは、原則として農地中間管理機構を通して行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
農道や水路等の部分的な補修・更新を実施する。また、本地区に導入可能な基礎整備事業について検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
耕作が継続困難である農地については、外部の新たな担い手の参入を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、耕作者がいない農地について、農作業委託の活用を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④輸出	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携	☐	⑩その他
【選択した上記の取組方針】									